

東秩父村の国民健康保険について③ 令和7年度から国民健康保険税率等が変わります

3か月にわたって国民健康保険について情報をお届けします。3回目は令和7年度国民健康保険税率等についてです。このたび、国民健康保険事業の安定かつ健全な運営のため、また、埼玉県内の保険税水準の統一に向けて段階的に国民健康保険税率等を改正します。改正については、令和7年第1回村議会定例会で可決されました。加入者の皆さんには負担をおかけすることになりますが、持続可能な制度とするためご理解とご協力をお願いいたします。

【改正内容】

	令和7年度分		令和6年度分		比較	
	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額
医療分	5.09%	29,300円	3.80%	21,000円	+1.29%	+8,300円
支援金等分	2.60%	14,700円	2.20%	12,000円	+0.4%	+2,700円
介護分	2.33%	16,600円	2.00%	15,000円	+0.33%	+1,600円

所得割 加入者の前年中の所得に応じて計算されるもの

均等割 世帯の加入者の人数に応じて計算されるもの

※介護分は40歳から64歳の加入者にのみ課税されます。

【モデルケース1】

・世帯主45歳・・・所得200万円（単身世帯）

改正前

	所得割	均等割
医療分	76,000円	21,000円
支援金等分	44,000円	12,000円
介護分	40,000円	15,000円
合計	160,000円	48,000円

年間額：208,000円

改正後

	所得割	均等割
医療分	101,800円	29,300円
支援金等分	52,000円	14,700円
介護分	46,600円	16,600円
合計	200,400円	60,600円

年間額：261,000円

【モデルケース2】

・世帯主45歳・・・所得300万円 ・配偶者42歳・・・所得なし ・子10歳・・・所得なし

改正前

	所得割	均等割
医療分	114,000円	52,500円
支援金等分	66,000円	30,000円
介護分	60,000円	30,000円
合計	240,000円	112,500円

年間額：352,500円

改正後

	所得割	均等割
医療分	152,700円	73,200円
支援金等分	78,000円	36,700円
介護分	69,900円	33,200円
合計	300,600円	143,100円

年間額：443,700円

●問 合 せ 保健衛生課 ☎82-1777

ヨガ教室を開催

体のかたい方、集まれ～！初心者向けのヨガ教室です。経験者も、もちろんOK！

ヨガで全身リラックス&リフレッシュしましょう！

●対 象 東秩父村在住・在勤者

●定 員 25名程度

●参 加 費 無料

●会 場 保健センター

●講 師 神田 昌美 先生

●服装・持ちもの 運動の出来る服装、素足または5本指の靴下、汗拭きタオル・飲み物をご用意ください。また、ヨガマットをお持ちの方はご持参ください。

●日 時 5月14、21、28日

6月4、11、18、25日（水曜日）午後7時～午後8時

●問 合 せ 保健センター ☎82-1557